

1 項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条の規定は適用しないものとする。）や「**経産省**」**「1～6 までの場合において」**の次に「**所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 2 条第 1 項及び第 84 条の規定により扶養控除を算定し、所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条の規定は適用しないものとし」や「**市町村民税の課税額**」や「**市町村民税の額**」とある。**

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年一月一日から適用する。